

(様式：自己点検・評価報告書)

令和 7 年 度

自己点検・評価報告書

令和 8 年 4 月 30 日

国際理容美容専門学校

自己点検・評価報告書を作成する際の注意事項

I 中項目毎の点検・評価

<現状の説明>

- 専門学校第三者評価基準 Ver. 5.0 の「基準」の「本文」を踏まえて、基準の趣旨を理解した上で、各「点検・評価項目」に沿って、自己点検・評価の結果を中項目ごとに記載すること。
 - 各基準に沿って、当該専門学校としての取組内容を評価委員が具体的に把握できることが重要で、そのため、抽象的な記述を避け、客観的な事実に基づき、具体的に記述すること。
 - 記述内容の必要に応じて、現在に至る経緯や推移など、論拠を明確にするため可能な限り客観的なデータ（数値）を記載すること。なお、基礎データの数値を用いる場合、その数値と齟齬がないように注意すること。
- なお、() 書きに評価の視点を示しているので記述の目安とすること。

<長所・課題>

- 評価基準ごとに、自己点検・評価の結果、明らかになった長所及び改善点について具体的に記述すること。その際<現状の説明>と記述内容が重複してもかまわない。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

- 長所をさらに伸ばすための方策及び問題点を解決するための方策について記述すること。
- 抽象的な表現や単なる決意の表明に終わることなく、改善に向けた手順について、役割分担や実施スケジュール等について自己点検・評価のスケジュールとの関係性などを整理し、組織的な取組として具体的に記述すること。

<参照資料>

- 現状の記述の根拠となる資料・データ等は、中項目ごとの参照資料欄に資料名を記すこと。当該参照資料は、資料番号を付し、自己点検・報告書とは別に「参照資料集」として提出すること。
- ※様式記載の資料は、参考例であること。

III まとめ

- 自己点検・評価を行った結果、当該専門学校としての今後の展望と、取組むべき課題等について総括的に記述すること。
- その際中項目ごとの自己点検・評価等の記述と重複してもかまわない。
- 教育研究活動の実施に関する責任者の全面的な関与のもとに記述すること。

目次

I 中項目、点検評価項目毎の自己点検・評価	1
基準1 教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント体制	1
基準2 教育課程、教育の実施、学修成果	5
基準3 学生の受入れ、学生支援.....	11
基準4 教育実施組織・教員	17
基準5 教育環境	21
基準6 教育活動の基盤と情報の公表	23

I 中項目、点検評価項目毎の自己点検・評価

基準1 教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント体制

中項目	点検・評価項目	
1 教育理念、目的及び目標の設定等	1-1-1	教育理念等を踏まえ、当該専門学校として、目的及び目標を設定し、学科（コースを設置している場合はコースごと）ごとに育成する人材像を明確にしていること。

<現状の説明>

(1) 教育理念

本校の教育理念は、「国際共立学園 信条」に下記のとおり定めている。

教育理念1. 専門技術の基礎と共に躰教育を実践し、自分自身を磨くことによって社会人として資質の高い技術者の育成

教育理念2. 社会人として社会的常識を豊かにして、多面的に行動できる素養と能力の育成

教育理念3. ビューティークリエイターとしての高度化、複合化、国際化に対応できる応用力、創造力の育成。

教育理念4. ビューティービジネスの発展に挑戦する意欲と能力の育成

(2) 目的（学則第1条規定）

教育理念に基づき、目的を「理容師及び美容師に関する知識技能を修得させ、あわせて社会人としての教養と、近代的感覚を会得させることを目的とする。」と定め、学則に規定している。

(3) 目標及び育成人材像等の決定過程

理事会において事業計画の承認を得て、年度始めの年頭会にて本年度の学校方針が発表される。本年度は、学生が教育成果と成長を実感できる環境づくりをし、学習プログラムやカリキュラムの有効性におけるアウトカム評価等により「選ばれる学校を作る」と定めた。学科ごとに育成人材像を明確にしている。

理容科：理容師免許の取得を目指し、新しい時代をリードする理容師を育成する

美容科：美容師免許の取得を目指し、学びに向かう力が身についた生涯活躍できる美容師を育成する

ビューティアーティスト科：ヘアメイク・ネイルに特化したプロフェッショナルを目指し、業界で生き抜く力を携えた人材を育成する

ビジネス美容科：高水準のエステティシャンを目指し、幅広い美容知識を持った人材を育成する

(4) 入学者受入れ方針、教育課程編成・実施方針、卒業認定方針との関連性
教育理念等と学科ごとの目的や目標の関連性については、アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー等により体系的に整理している。

(5) 学生等への周知方法

教育理念等については、入学希望者向けの「学校案内」、在校生向けの学生便覧、そしてホームページに掲載し、広く周知している。保護者には育友会総会、関連業界等には後援会総会で校長より説明し周知を行っている。総会に参加できない保護者・後援会会員には書面で郵送し周知を行っている。

＜長所・課題＞

本校の理念・目的・育成人材像は、学則等で明確に定めており、学校案内や学生便覧で周知を行っている。学外へは、主にホームページで周知を行っている。

また、授業参観を育友会主催で年2回、学校主催で年2回、合計4回実施することで、保護者に周知を図っている。

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

育友会総会の後に卒業生を呼び、保護者対象の講演会を実施している。本校で得た学びが卒業後どのように活かされているかを保護者に向けて周知を行っている。

＜参照資料＞※現状等の記載内容を確認する資料

- No.1 学則
- No.2 国際共立学園 信条
- No.3 学校案内、募集要項
- No.4 学生便覧
- No.5 アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー
- No.6 情報提供ページ（学校ホームページ）
- No.7 令和7年度学校方針
- No.8 各科養成人材像
- No.9 育友会会則
- No.10 後援会会則
- No.11 育友会総会資料、授業参観案内状
- No.12 後援会総会資料、授業参観案内状
- No.13 公開授業日案内状、参加状況資料

中項目	点検・評価項目	
2 職業教育のマネジメント体制の整備	1-2-1	職業教育を推進（教育の企画・設計・運用、検証及び改善・向上等）するために必要なマネジメント体制（以下「職業教育のマネジメント体制」という。）を整備し、有効に機能していること。

＜現状の説明＞

(1) 職業教育のマネジメント体制

職業教育のマネジメント体制は、組織図で明確に示され教職員に共有されている。職制による業務内容や承認権限も示されている。また、委員会や行事についても 100pro 委員会で担当や責任の所在を明確にしている。

(2) 職業教育のマネジメント体制の有効性

○体制における役割分担、責任の所在

職業教育のマネジメント体制は、組織図で明確に示され教職員に共有されている。職制による業務内容や承認権限も示されている。また、委員会や行事についても 100pro 委員会で担当や責任の所在を明確にしている。委員会や行事における決定事項は、教職員会議で共有している。資料等は、議事録と一緒に閲覧できるようにしている。

○教育活動のマネジメント、検証及び改善の取組、成果の確認の把握

教育活動等の検証及び改善の取組、成果の確認では、「国際理容美容専門学校評価規程」を制定し、この規程に基づき、毎年自己点検・自己評価を実施している。作成した自己点検・自己評価を基に学校関係者評価委員会において、自己評価の結果と関係者評価委員からの評価の差異を重点的に協議し、その意見交換を踏まえた具体的な改善策を実行している。

また、5年ごとに本校が指定する評価機関が行う第三者評価を受審している。評価結果は、本校のホームページにて公表している。

＜長所・課題＞

教育活動および学校運営の質向上を図るため、学校関係者評価委員会を年2回（5月と2月）実施している。1回目の評価で明らかになった課題への進捗状況を2回目の同委員会で報告し、さらなる意見をいただくことで改善を図っている。評価結果は、透明性確保の観点から本校ウェブサイトで公開し、広く社会に発信している。

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

特になし

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

NO. 14 組織図

No. 15 職制・校務分掌規程

NO. 16 100Pro 委員会

NO. 17 国際理容美容専門学校評価規程

No. 18 自己点検評価結果報告書

NO. 19 学校関係者評価委員会結果報告書

NO. 20 第三者評価受審結果報告書

No. 21 教職員会議議事録

基準2 教育課程、教育の実施、学修成果

中項目	点検・評価項目	
1 教育課程の編成と授業科目	2-1-1	学校の目的・目標及び育成人材像を実現するための教育課程編成・実施方針を定め、方針に基づき、必要な授業科目を体系的・段階的に配置した教育課程を編成していること。
	2-1-2	教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年2回以上開催していること。 【注）職業実践専門課程】

<現状の説明>

(1) 教育課程編成・実施方針の策定、内容

本校では、「躰・創造・実学」の3つの教育の柱を踏まえ、理容・美容・エステティック業界で即戦力として活躍できる人材育成を目的とした教育課程編成・実施方針を策定している。

教育課程は、国家試験合格および実務能力の修得を目標に、基礎から応用へと段階的に学修できるよう体系的に編成されている。また、業界ニーズを反映し、実践的な技術・知識を修得できる授業科目を配置している。

(2) 教育課程編成、決定過程

教育課程は、各学科において授業計画を作成し、教育課程編成委員会での意見を踏まえた上で決定している。

また、外部講師や業界関係者の意見を取り入れ、社会の変化や業界動向に対応したカリキュラムの見直しを定期的に行っている。

(3) 教育課程編成委員会の設置及び開催（職業実践専門課程認定校）

本校では、教育課程編成委員会を設置し、企業等の役職員を含めた委員により構成している。委員会は年2回以上開催しており、教育内容の妥当性や改善点について協議を行っている。これにより、実務に即した教育課程の維持・向上に努めている。

<長所・課題>

教育理念に基づいた明確な教育課程が体系的に編成されており、教育課程編成委員会を通じて業界ニーズを反映した教育が実施されている。これにより、実務を意識したカリキュラムを通じて即戦力の育成が可能となっている。しかし、教育課程の内容については、学生の学習背景や習熟度に差が見られるため、特に留学生向けの教育の体系化が必要である。

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

教育課程の目的と意義を学生へ浸透させるためシラバスを活用し、初回授業での説明を行っている。また、業界動向の変化に迅速に対応するため、カリキュラムの継続的な見直しを強化している。さらに、留学生が効果的に学べるよう、カリキュラムを体系的に整理し、支援体制を強化していく必要がある。これにより、すべての学生にとってより充実した教育環境を提供することができる。

＜参照資料＞※現状等の記載内容を確認する資料

- NO.1 学則
- NO.3 学校案内、募集要項
- NO.4 学生便覧
- NO.6 情報提供ページ（学校ホームページ）
- No.22 シラバス
- No.23 教育課程表
- No.24 教育課程編成委員会規定
- No.25 教育課程編成委員会議事録
- No.26 授業計画

中項目	点検・評価項目	
2 教育課程の実施	2-2-1	授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、学校が定めた基準に基づき成績評価を行っていること。
	2-2-2	企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。 また、教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。 【注）職業実践専門課程】

＜現状の説明＞

(1) 授業科目内容に応じた授業形態・方法に関する基本方針

授業は、講義・演習・実習を適切に組み合わせ、科目の特性に応じた教育方法を採用している。特に専門科目においては、実習を重視し、サロン業務に直結した実践的指導を行っている。

(2) 授業科目ごとのシラバスの作成と学生への周知

授業科目ごとにシラバスを作成し、授業内容、到達目標、評価方法を明示している。

シラバスは学校アプリを通じて周知している。

(3) シラバスを用いた学生への履修等の指導

授業開始時にシラバスを用いた説明を行い、履修内容や学習目標を明確にしている。これにより、学生の学習意欲の向上と理解促進を図っている。

(4) 成績評価方法の学生への周知と成績評価の決定過程

成績評価は、定期試験、小テスト、実技評価、授業態度等を総合的に判断して行っている。試験要項を作成し、試験1週間前までに学生に掲示し、審査ポイントおよび採点方法を明示しており、透明性の確保に努めている。また、授業ごとの小テストを導入し、学習到達度の把握を強化している。

(5) 成績評価に関する学生からの問合せに関する対応

成績に関する問い合わせについては、担当教員および学務課が対応し、適切に説明を行っている。必要に応じて評価内容の確認を行い、公正性の確保に努めている。

(6) 企業等と連携した実習等の実施（職業実践専門課程認定校）

○実施内容

後援会企業や関連サロンと連携し、実務実習および学外実習を実施している。学生は業務を体験し、接客・技術の両面で実践力を養っている。

○総時間数に占める割合に関する方針

実習を教育課程の中核に位置づけ、一定割合以上を確保することで即戦力となる人材を育成することを方針として掲げている。

○授業科目の到達目標、成績評価方法等の連携体制

企業と連携し、実習における評価基準（ルーブリック）を設定し、学生の到達度を客観的に評価している。また、実習後には企業からのフィードバックを教育に反映している。

<長所・課題>

実践的な授業形態を採用し、即戦力の育成を可能にすることに加え、企業との連携による実務実習および学外実習を充実させている。多様な実習を実施する性質上、進め方や評価基準の解釈において学生ごとのばらつきが生じている。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

シラバスの活用を徹底し、学習目標の共有を強化することで、学生が望む成果を明確に理解できるようにし、評価基準の明確化と説明の機会を増やすことが求められている。また、

企業との連携を拡大し、実習内容を高度化することで、実践的なスキルを向上させることが可能である。さらに、実習評価のフィードバックを通じて教育改善に積極的に活用し、教育の質を向上させることが重要である。これらの取り組みにより、学生の学習効果を最大限に引き出し、社会で即戦力となる人材の育成を目指していく。

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

- NO.1 学則
- NO.4 学生便覧
- No.22 シラバス
- No.25 教育課程編成委員会議事録
- No.26 授業計画
- No.27 試験要項
- No.28 実務実習資料

中項目	点検・評価項目	
3 単位・卒業認定	2-3-1	学校の目的・目標及び育成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業を認定していること。

<現状の説明>

- (1) 卒業認定方針の策定、内容と認定基準
各学科の特性に応じたディプロマ・ポリシーを策定している。知識・技術の習得を基盤としつつ、業界の第一線で即戦力として活躍するために社会人基礎力等も基準としている。
- (2) 卒業認定方針の学生への周知
学生便覧を通じていつでも閲覧することが可能となる体制を構築している。
- (3) 卒業認定の決定過程
卒業認定会議にて学生個々の出席状況、成績等を総合的に照らし合わせ、本校が定める卒業基準を満たしているかを多角的な視点から卒業判定をしている。

<長所・課題>

理容・美容業界における技術革新や顧客ニーズの多様化を鑑み、現行のディプロマポリシーを時代に即した内容へと再検討する必要がある。

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

業界や就職先サロンからのフィードバックを反映させ、卒業生がより即戦力となるために備えるべき資質および能力を再検討し、教育の質保証・向上に繋げていく。

＜参照資料＞※現状等の記載内容を確認する資料

No. 4 学生便覧

No. 5 アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

No. 29 卒業認定会議資料

中項目	点検・評価項目	
4 学修成果目標の達成状況	2-4-1	卒業認定方針に明示した学科・コースごとの職業能力(資格・免許等の取得、必要な知識や技術、技能、職務遂行能力の修得など含む。)の学生の修得状況を把握し、評価していること。
	2-4-2	学生の進路に関する目標を定め、その目標を達成していること。

＜現状の説明＞

(1) 卒業認定方針に明示した修得内容の把握方法

筆記試験および実技試験において総合的な評価を実施している。実技においては、チェック試験等を通じて技術の習熟度を把握している。

(2) 学生の進路に関する目標設定と達成状況の把握

各科12月までに全員就職決定するように目標を設定している。学生の就職活動の進捗状況については、各担任が指定のファイルへ入力することで、組織的に把握できる体制を構築している。

また、学生の活動内容を詳細に把握するため、活動報告書を提出し、年度ごとに集約している。

さらに、就職担当が一元的に全学科の就職進捗状況を管理することで、よりきめ細やかな就職支援体制を整えている。

(3) 進路、キャリア形成に関する学生への指導・相談体制

各担任が個別面談を行い、希望する進路への指導・相談を行っている。卒業生・サロン担当者・企業による就職ガイダンスや学内における企業サロン説明会を実施している。

(4) 進路状況の多角的、継続的な視点に立った検証と教育内容の改善への取組

企業・サロン説明会において、参加企業を対象としたアンケート調査を継続的に実施している。そこで得た意見を基に学生指導、カリキュラムに反映させている。

＜長所・課題＞

就職活動の動きが早期化している。1年次に実務実習を行い、2年次で企業サロン説明会、実務実習を連動させ、実際の現場体験、企業研究および就職後のイメージが描けるようにしている。そうすることで就職後のミスマッチを最小限に抑え、具体的なキャリアプランを描けるように取り組んでいる。

学生によって意識のバラつきがあるため、動きが遅い学生に意識づけをできるかが課題である。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

十分学生の意向をくみ取り、希望に近いサロンを複数選出し、就職活動を始めやすい環境づくりを継続的に行っていく。

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

No. 30 関連業界等との学内企業サロン説明会に関する資料

No. 31 就職状況集計表

基準3 学生の受入れ、学生支援

中項目	点検・評価項目	
1 学生募集及び 入学者の選抜、 収容定員の管理	3-1-1	入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。
	3-1-2	学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】

<現状の説明>

(1) 入学者受入れ方針の策定と内容

アドミッションポリシーを設定し、募集要項およびホームページで公表している。

わが国の生活衛生の基盤ともなる、理容・美容・エステティック等の分野において専門技術の基礎と共に躰教育を実践し、社会人として社会的常識を豊かにして、多面的に行動できる素養と能力を育成すると共に、ビューティクリエイターとしての、高度化、複合化、国際化に対応できる応用力、想像力を身に付け、ビューティビジネスの発展に挑戦する意欲と能力を持った人材を輩出する。

(2) 入学者選抜方法、手続きの公表

多様な背景を持つ志願者の資質を多角的に評価するため、「学校推薦型選抜（指定校制・公募制）」「総合型選抜」「一般選抜」「社会人選抜」の5つの入試区分を設置している。選抜の実施にあたっては、出願資格、提出書類、選考方法、入試日程（受付期間・選考日・合否発表日）等の詳細を募集要項およびホームページに明記し、広く学外に公表することで、透明性と公平性の確保に努めている。

(3) 入学者決定の過程

各選抜試験終了後、校長、各学科長および入試担当教員等で構成される「合否判定会議」を開催している。判定に際しては、筆記試験、面接評価および調査書等の出願書類を資料とし、多角的・総合的な審査を行っている。特に、本校のアドミッション・ポリシーおよびブルブリック評価を判定指標として活用することで、選抜基準の客観性と透明性を確保し、公正かつ厳正な合否判定を実施している。

(4) 入学定員の充足と在籍学生数の管理

教育環境の質的維持および安定的な学校運営を図るため、入学定員の充足状況と各学科の在籍学生数を厳格に管理している。具体的には、校務システムにて学籍情報を一元管理できる体制を構築している。収容定員に基づいた適正な学生受入れを継続的に実施している。

＜長所・課題＞

多様な背景を持つ志願者の適性を多角的に判定する5つの選抜区分を適切に運用している。また、募集要項やウェブサイト等の広報媒体を効果的に活用し、受験生に対し入試情報の迅速かつ透明性を確保している。18歳人口の減少や社会情勢の急速な変化に伴い、志願者動向に対応していく必要がある。入学定員を安定的に充足させるため、市場ニーズの把握、教育的価値の一層の浸透を図ることが継続的な課題である。

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

引き続き、募集要項やホームページを通じた透明性の高い情報開示を行う。定員確保に向けては、オープンキャンパス等のイベントにおいて本校の教育理念・アドミッションポリシーをより明確に伝え、入学後のミスマッチを防ぎつつ志願者を確保するための広報戦略を定期的に見直す。具体的には、SNSを活用して学校生活や授業風景を積極的に発信するとともに、高校訪問の実施や卒業生だよりの作成を通じて、卒業した高校への周知を図る。

＜参照資料＞※現状等の記載内容を確認する資料

NO.3 学校案内、募集要項

NO.5 アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

NO.6 情報提供ページ（学校ホームページ）

No.32 入学選考面接ルーブリック評価表

NO.33 合否判定会議資料

中項目	点検・評価項目	
2 多様な学生に対する支援	3-2-1	適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する修学に関する支援を行っていること。
	3-2-3	学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。

＜現状の説明＞

(1) 障がいのある学生に対する配慮、具体的な支援

障がいのある学生に対しては「合理的配慮に関するガイドライン」を整備し、出願前からの事前面談を通じて必要な支援内容を個別に確認し、学習活動および学生生活において不利益が生じないように、一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな支援体制を構築・運用している。

(2) 学生の経済的側面に対する支援

経済的側面に対する支援は、募集要項に明確に記載されている。入学金免除制度として特

別指定校推薦で全額免除を行っており、後援会・校友会では各団体で免除制度を設け、学校独自の支援体制を整えている。また、学業成績及び学習態度が優秀な学生には、授業料の減免を行っている。日本学生支援機構の給付奨学金や貸与奨学金、国の教育ローンなど各家庭、学生にあった校納金の支払い方法について担当者が相談にのり、支援を行っている。

＜長所・課題＞

合理的配慮のガイドラインを整備し、障がいのある学生への支援体制を整えているが、具体的な運用のさらなる充実が求められる。

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

担任面談やカウンセラー体制を活用し、学生一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を継続する。障がいのある学生への個別支援の具体的な事例共有や教職員の理解促進を進める為に、学内研修等を実施する。

＜参照資料＞※現状等の記載内容を確認する資料

No. 3 学校案内、募集要項

No. 34 合理的配慮に関するガイドライン

No. 35 入学金免除制度規定

No. 36 学業優秀者給付金規定

No. 37 奨学金募集案内資料

No. 38 スクールカウンセラー相談窓口の案内に関する資料

中項目	点検・評価項目	
3 学生生活に関する支援	3-3-1	カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。
	3-3-2	学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。

＜現状の説明＞

(1) 学生生活に関する相談体制の整備と周知

「なんでも相談室」を設置し、カウンセラーが常駐する体制を整えている。あわせて、担任による定期的な面談を実施し、学生一人ひとりの状況把握ときめ細やかな支援に努めている。年度初めにカウンセラーが各クラスを巡回し、周知を図っている。

(2) 学生相談の状況把握と対応

カウンセラーが受けた相談内容は、守秘義務に十分に配慮した上で学科長や担任と適切

に情報共有され、学生一人ひとりの状況に寄り添った指導や面談を実施している。また、問題の早期解決や休退学の防止に向けて、必要に応じて保護者を交えた三者面談を実施するなど、学校と家庭が密に連携して学生の心理的・身体的課題をサポートする体制を確立している。

(3) 学校保健安全法に基づく学校保健計画の策定

学校保健安全法に基づき「学校保健計画」を毎年度策定し、教職員に周知するとともに、計画に基づいた安全衛生管理体制を整備・運用している。

(4) 学生の健康診断の実施、心身の健康に関する啓発・指導

学生の健康管理の一環として、年に1回の健康診断を実施し、学生の心身の健康状態の把握をしている。また、感染症予防対策としてインフルエンザワクチン接種費用の一部を助成するなど、学生が安心して学業に取り組める環境づくりと健康意識の向上に向けた啓発・支援を行っている。入学前に学生生活確認表を提出させ、各学生のアレルギー等について把握し、宿泊オリエンテーション等の行事で適切に使用している。

<長所・課題>

学生の健康管理の一環として、年に1回の健康診断を実施し、学生の心身の健康状態の把握をしている。また、感染症予防対策としてインフルエンザワクチン接種費用の一部を助成するなど、学生が安心して学業に取り組める環境づくりと健康意識の向上に向けた啓発・支援を行っている。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

現行の相談窓口の周知を継続するとともに、担任とカウンセラーによる定期的な情報共有会議の実施頻度を高め、早期発見・早期対応の制度を強化する。仕組みとして教職員会議または定例職員研修で対応事例等をフィードバックする機会を設ける。また、教職員向けのメンタルヘルス・ハラスメント防止に関する研修を定期開催し、相談対応スキルの向上を図る。

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

No. 38 スクールカウンセラー相談窓口の案内に関する資料

No. 39 スクールカウンセラー相談件数資料

No. 40 学校保健計画書

No. 41 インフルエンザ予防接種案内・接種者数

No. 42 健康診断実施要領・結果データ

中項目	点検・評価項目	
4 学生の自主的な学習等の促進に対する支援	3-4-1	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。
	3-4-2	正規の授業時間以外に行われる、課外活動など学生の自主的な活動を充実させるため、適切に支援していること。

＜現状の説明＞

(1) 学生の自主学習等に対する相談体制、学習支援

学生が授業内容の復習や自主的な技術練習を円滑に進められるよう、シラバスにおいて各授業の到達目標や事前・事後学習（予習・復習）の内容を明示し、学生が計画的に自主学習に取り組めるよう指導し、学生の主体的な学びを後押しする多角的な学習支援を行っている。

放課後も教室を開放し、教員による指導を行うなど支援体制を整えている。

(2) 成績不振者の状況把握と具体的な指導

成績が十分に振るわない学生に対しては、個別に課題（レポート）を課すとともに、特別補講を実施するなど、一人ひとりの状況に応じた個別対応を行っている。あわせて、小テストを定期的実施し、各回の理解度を把握・測定することで、学習状況の適切な把握と指導の充実に努めている。

(3) 留年者、休学者の状況把握と具体的な指導

留年や休学のリスクがある学生について、担任が早期に個別面談を実施して原因の把握と学習計画の見直しを行っている。全学科合同の「学生状況会議」や「進級会議」を開催し、出欠状況や成績、生活態度の情報を教職員間で共有している。会議で決定した対応方針に基づき、モチベーションの回復や復学に向けた具体的な指導を行うことで、休退学の未然防止に努めている。

(4) 退学希望者、退学者の状況把握と具体的な対応

退学の申し出やその兆候が見られた学生に対しては、直ちに退学手続きを進めるのではなく、まずは担任面談、続いて学科長面談を実施し、真の理由や悩みの引き出しに努めている。その後、保護者を交えた面談を実施して別の解決策の模索を徹底するとともに、これらの面談結果を学内で速やかに共有し、組織全体として中途退学者の減少に向けた対応を行っている。

(5) 正規の授業時間以外の学生の自主的な活動に対する具体的な支援

放課後に教室の開放を行い、学生が自主的に練習に取り組める環境を整備している。

また、クリエイティブコース（選択科目）として、着付け等の授業を放課後や休日に実施し、各種検定の取得に向けた支援にも積極的に取り組んでいる。

<長所・課題>

放課後や休日を活用した教室開放、各種検定取得のためのクリエイティブコースの設置など、学生の自主的な学習意欲に応える環境が充実している点が大きな長所である。一方で、成績不振者や休学・退学懸念のある学生への個別指導において、一部の教員に負担が偏る傾向があることが課題である。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

オンデマンドを使用した自主学習の環境を整える。成績不振者等のケアについては、小テストの結果や学生状況会議での情報をデータとして管理し、特定の教員に負担が集中しないよう、学科全体でのサポート体制（副担任の設定など）の強化を図る。

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

No. 22 シラバス

No. 43 クリエイティブコース資料

基準 4 教育実施組織・教員

中項目	点検・評価項目	
1 教員の配置、募集、採用	4-1-1	教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員について、採用基準等を整備し、適正に配置していること。

<現状の説明>

(1) 教員の採用基準

教員の採用基準と採用手続きは、「教員選考規程」および「非常勤講師規程」に明確に定められており、人材要件を十分に考慮した上で、採用基準に基づき、面接や実技試験を行い、採用決定している。

(2) 教員の配置

収容定員および学生数に基づき、必要教員数を確保し、適切な教員体制を整備している。実技・学科の各専門分野を考慮し、科目に即した資格と経験を有する教員を適正に配置している。また、教員組織の役割については「校務分掌規程」に基づき、教務や就職支援などの担当職務を明確化することで、組織として円滑な学校運営を実現する体制を構築している。

<長所・課題>

指導経験豊富な教員を中心に、安定した学生指導体制を整えている。一方で、教員の採用活動は難航しており、確保が課題となっている。今後は、理容師美容師養成施設教員資格の保持者を増やしていくことが必要である。学校運営の円滑な継続と教員資格認定研修会への参加を両立させるため、業務分担の見直しなど、実効性のある支援体制の構築を検討していく必要がある。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

理容・美容教育に携わる社会的意義や仕事の魅力を、SNS や採用サイト等を通じて積極的に発信する。また、教育現場未経験者でも挑戦しやすいよう、処遇・待遇の再構築を行い、採用活動を展開する。

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

No. 44 教員選考規定

No. 45 非常勤講師規定

No. 46 校務分掌規程

中項目	点検・評価項目	
2 教員の組織編 制等	4-2-1	学校の目的に応じた教育を実施するために、適切な業務分 担、責任体制のもとで分野の区分ごとに、教員の組織体制を整 備していること。

<現状の説明>

(1) 教育活動を進めるための教員の組織体制

教育活動の円滑な遂行に向け、各コースおよび学年の特性に応じた実技・学科教員の配置を行っている。常勤教員を中心に、非常勤講師と連携することで、専門性と実践力を兼ね備えた多角的な指導体制を構築している。

(2) 教員組織の役割分担と責任の所在

「校務管理規定」、「業務分掌規程」、および「職制・校務分掌規程」において明確に規定されている。組織図に基づき、教務、進路支援、広報などの各分掌における役割と責任権限を明確化している。月一回の職員会議や科会議等の定期的な会議を通じ、各分担の進捗確認や情報共有を行う体制を整えている。

<長所・課題>

各種行事やイベントにおいて、部署の垣根を越えた教職員間の連携が非常に強固であり、組織としての機動力に優れている。一方で教職員が多岐にわたる校務を兼務している現状があり、一人当たりの業務負担が非常に高い。特に繁忙期における業務過多は、教育研究や自己研鑽の時間を圧迫する要因となっており、体制の補強が急務となっている。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

求人媒体の多角化や SNS を活用したリクルート活動を行い、有資格者の確保に努める。また、未経験者の教員でも早期に活躍できるよう、学内研修制度やマニュアルの整備を推進する。事前計画・実施・評価・改善の各プロセスを組織的に管理し、継続的な業務改善につなげている。

前年踏襲で行われている行事や会議等の見直しをすることで、自己研鑽の時間を確保するようにしていく。あわせて ICT ツールを有効的に活用することで校務を効率化し、教育研究や自己研鑽が行える体制を整える。

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

No. 7 組織図

No. 15 職制・校務分掌規程

No. 21 教職員会議議事録

No. 39 教員名簿

中項目	点検・評価項目	
3 教員の資質の向上	4-3-1	学校の授業の内容及び方法の改善を図るための FD(Faculty Development)など組織的な取組や教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。
	4-3-2	教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。【注）職業実践専門課程】
	4-3-3	教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注）職業実践専門課程】

＜現状の説明＞

(1) 教員の資質向上に向けた研修計画の策定と実績

教員の資質向上を図るため、研修委員会を設置している。研修委員で研修計画を策定し、体系的な実施体制を構築している。研修委員会が策定した年間計画に基づき、月例の定例研修および夏季研修会を実施している。これにより、教員の指導及び教育の質向上に向けた研鑽を組織全体で推進している。

(2) 学校の授業の内容及び方法の改善を図るための FD(Faculty Development)など組織的な取組

学生による「授業評価アンケート」の結果を分析し、各教員へフィードバックを行うことで、授業内容の継続的な改善を促している。また、美容師国家試験の合格率向上に向け、教員間の実技練習会を定期的に開催している。指導方法の統一化と平準化を図り、質の高い実技指導を提供できる体制を整えている。

(3) 教員の研究活動、自己啓発等への支援

研修委員会が策定した年間計画に基づき、月例の定例研修および夏季研修会を全教職員対象に実施している。また、東京都美容生活衛生同業組合との包括連携協定に基づき、教員が組合員と共に技術講習に参加できる体制を整備している。

さらに、教員資格認定研修や東京地区理美容研修協技会への派遣など、外部研修への参加も積極的に支援し、教員の資質向上と教育力の強化を図っている。

(4) 企業等と連携した教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修の組織的な取組（職業実践専門課程認定校）

業界の最新技術やトレンドを授業に反映させるため、外部企業と連携した実務研修を実施している。具体的には、ヴィダルサスーンの教育プログラムに基づく技術研修、耳つぼやパリエンスラッシュリフト等の専門技術研修に教員を派遣した。

(5) 企業と連携した教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修の組織的な取組
(職業実践専門課程認定校)

外部講師や連携企業の担当者を招いた定例研修会を組織的に開催し、教員の指導力向上を図っている。本年度は、研修実施後には参加教員を対象としたアンケート調査を実施して課題を抽出しており、その結果を次年度の研修企画の改善に反映させる体制を整えている。

<長所・課題>

企業等と密接に連携し、教員が業界の最先端技術を直接修得する体制が整っている。さらに外部講師を招いた定例研修の実施や実施後のアンケートによるフィードバック体制も構築されており、PDCA サイクルが機能している。一方で時代に即した ICT 活用の促進に関する研修の頻度が技術研修に比べると少ない傾向にある。また、個々の教員が受講した外部研修の成果を学内で共有する仕組みをさらに強化する必要がある。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

現在の企業連携研修を継続・発展させ、最新の業界動向を即座に教育現場へ反映させる。教育力の更なる向上のため、技術に加え、最新の教育ツールに関する学内研修を年間計画に組み込む。

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

No. 16 100Pro 委員会

No. 48 研修規定

No. 49 研修年間計画表・研修資料

No. 50 授業アンケート

基準 5 教育環境

中項目	点検・評価項目	
1 教育環境の整備点検、改善等	5-1-1	専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。（補修、更新含む）

<現状の説明>

(1) 教育課程を実施するために必要、かつ十分な施設と、学生数、教育内容、教育方法に対応するための設備の整備と活用

教育課程の実施に必要なかつ十分な施設を備え、設備の継続的な整備及び有効活用を図っている。

本年度、教育環境の向上を図るため、本館ではこれまで黒板を使用していたが電子黒板を各教室に常設し、新館 4 階実習室にはスマートミラーを導入した。

(2) 施設、設備についての点検と計画的な改修、補修等

施設・設備などの点検は各校舎 2 ヶ月に一回、巡回設備点検や消防点検、電気設備点検などを行い修理箇所の確認、補修をしている。改修、補修は計画を立て、予算を設定し理事会に承認を得て執行している。

本年度、4 号館全階の既存の空調設備の更新を行い、教育環境の最適化を図った。

<長所・課題>

電子黒板を常設させたことで、プロジェクターを運ぶ手間が無くなり、学科・実技の授業においても直接画面に板書ができ学習成果の向上に繋がっている。実習室に導入したスマートミラーもよりサロンに近い実践的な授業を行えるため、学生の教育の幅が広がっている。校舎の修繕が増えており、費用の関係上すぐに対応することが難しい点が課題である。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

本館 3 階と 4 階の教室に電子黒板・新館 4 階実習室にスマートミラーの設置に加え、Wi-Fi 環境及び教育用 PC の更改も実施した。設備を有効活用し、学生が学びやすい環境づくりを引き続き行っていく。施設・設備の使用方法を徹底、授業運営に差し支えが出ないよう順番に適宜対応をしていく。大規模な修繕には、補助金を使用し学生の教育環境を整えていく必要がある。

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

No. 51 設備点検・電気設備点検日程表、

No. 52 校舎修繕・工事稟議書

No. 53 教育機器購入稟議書

中項目	点検・評価項目	
2 安全対策、防災組織	5-2-1	学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。

<現状の説明>

(1) 学校保健安全法に基づく学校安全計画の策定と運用

学校防災に関する計画、消防計画は策定されている。計画に付随してマニュアルの内容に基づき、毎年後期始業式に合同避難訓練を実施している。学生にはハザードマップを配布し、荒川氾濫や防災に関する知識の習得を図るとともに、校舎から広域避難場所である上野公園まで徒歩にて避難経路を確認している。訓練の実施にあたっては所轄の消防署・警察署の協力を得ている。また、入学前に学生生活確認表を提出させ、各学生のアレルギー等について把握し、宿泊オリエンテーションなど行事で適切に使用している。

(2) 火災の発生及び大規模災害発生時並びに授業中の安全管理等における対応

災害発生時の安全確保のため、避難場所及び避難時の心得を学生便覧に明記し周知している。災害備品の備えとして新館 2 階と 3 階には防災備蓄倉庫を設置し、防災食品を一箇所に集約管理するとともに定期的な更新を実施している。荒川警察署と大規模災害時における施設使用等に関する協定を締結し、本校の新館 8 階ホールを災害対策本部として提供している。また、在校生全員が学生生徒災害障害保険・賠償責任保険に加入し、事象が発生した際には随時対応を行っている。

<長所・課題>

防災についての講話等を取り入れているが、より災害に対する意識付けができる研修の実施を検討する必要がある。また、防災備蓄品の定期的な更新は実施しているが、保管場所について検討し、発災直後の迅速な物資供給を可能にする環境を整える必要がある。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

全教職員及び学生が共通認識を持って緊急時に対応できるよう、AED などの実践的な研修を実施し、意識啓発と動機づけを継続的に行っていく。防災備蓄品は、各校舎に保管場所を確保し順次移動させ、災害発生時の迅速な対応ができる環境を整える。

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

No. 13 学生便覧

No. 54 消防計画

No. 55 安全計画

No. 56 防災計画

No. 57 防災訓練実施要項・実施記録

基準 6 教育活動の基盤と情報の公表

中項目	点検・評価項目	
1 中期事業計画 と財務基盤	6-1-1	当該専修学校が策定している中期事業計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。
	6-1-2	中期事業計画を実行し、当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】

<現状の説明>

(1) 実効性のある具体的な中長期的計画の策定

理事会・評議委員会にて中長期的計画を審議の上、承認を得ている。本計画に基づき、年度の学校運営方針に落とし込んでいる。年頭会にて全教職員に説明し周知している社会情勢の変化に応じた計画の柔軟な見直しと、経営の透明性・実効性の確保に努めている。

(2) 中長期事業計画における学校の教育活動の位置づけ

中長期事業計画を指針として、学校全体の運営方針および各科の具体的な事業計画を策定している。組織全体での目標共有を図ることで、一貫性を持った教育活動を推進している。

(3) 計画の進捗状況、組織上の役割分担、計画の見直しなど計画の遂行の実効性

学校運営方針を基に、各学科・課が目標を設定している。学科・課の目標に沿って、教職員個人が目標設定シートを作成し、年4回の定期面談などを通して進捗状況を共有・確認している。委員会を設置し、役割分担を明確化している。

(4) 教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤の把握と対応

教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を有している。学内理事との予算編成を経て、評議員会および理事会による承認・決定という厳正な手続きを遵守している。予算執行においては、随時試算表による進捗確認を行い、財務状況を適時把握している。また、施設に緊急な修理が必要な際は補正予算を組み、迅速な措置を講じている。公認会計士による年3回の実査および監査報告に基づき、理事会・評議員会で報告を行い、適正な財務運用に努めている。

(5) 財務基盤が不十分な場合は改善に向けた計画の策定と計画の進捗状況の把握

現在財務基盤は安定しているが、今後18才人口の減少が続き、厳しい経営状況が見込まれる。新たな学科の新設や、現在の学科編成の見なおし、新たな収入減となる事業の

検討など中長期的に計画を行っている。現在3年制の学科の検討を進めており、早ければ令和10年から実施できる予定である。

<長所・課題>

各科(課)の目標確認のため年4回の定期面談を実施しているが、現状として、日常業務が多忙なため運営方針を具体的な行動へと落とし込むプロセスに課題が残る。教職員各自が常に運営方針を念頭に置き、主体的に業務に取り組む意識改革が必要である。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

運営方針と日常業務の乖離を解消するため、次年度は「意識の浸透」から「行動への定着」を目指していく。日々の教育活動がどのように学校価値向上に寄与しているかを再確認する機会を設けるなど、主体的に改善提案ができる環境を構築していく。

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

- No.7 令和7年度学校方針
- No.60 中長期事業計画書
- No.61 資金収支計算書
- No.62 事業活動収支計算書
- No.63 貸借対照表
- No.64 財務比率比較表
- No.65 財務目録
- No.66 学校法人等基本調査票
- No.67 監査報告書

中項目	点検・評価項目	
2 学校運営	6-2-1	学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
	6-2-2	学校運営に必要な知識・技能等を身に着け、意欲及び資質を向上させるためにSD (Staff Development) 活動などの取組が行われていること。

<現状の説明>

(1) 学校の全体の運営にかかる事務組織体制の整備

本学園では、理事会を最高意思決定機関とし、その下に学務部、総合企画部、事務部を整備している。社会情勢や教育ニーズの変化に対応するため年度ごとに最適化を図っている。年度初めには理事長から全教職員へ辞令を交付し、各自の役割と責任を再認識させる

ことで、ガバナンスの維持と組織の活性化を両立させている。

(2) 事務局体制の業務分担、責任体制

事務局における円滑な業務運営を実現するため、「事務組織・事務分掌規程」等の諸規程を整備し、組織図に基づいた体系的な業務分掌を行っている。各職位の役割と責任を具体的に規定することで、重複や遺漏のない効率的な業務分担を推進している。年度ごとの組織改編や社会情勢の変化に対しても、規程に基づいた適切な人員配置を行うことで、変化に強い柔軟な事務局体制の維持に努めている。

(3) 教員と職員の連携体制

教員と職員の明確な役割分担に基づきつつ、相互に補完し合う連携体制を構築している。具体的には、校務分掌や各種委員会において教職員が共に参画し、課題や情報の共有を図りながら意思決定を行っている。また、募集活動においても、教員は技術体験、職員は運営等の役割を担い、協力して定員充足に向けた取組を実施している。

(4) 校長による意思決定及び執行管理

寄附行為および学則に基づき、意思決定を行っている。行事等においては、実施日の1ヶ月前に上長および校長の承認を得るように実施している。適宜、部署長会議等の定期的な開催を通じて各科の事業進捗を把握し、迅速な意思決定と的確な指示伝達を行うことで、執行管理の透明性と実効性を確保している。

(5) 学校の管理運営や教育活動等に関わる教職員に対する必要な知識及び技能の習得、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修の機会の提供等の取組

教職員の資質向上を目的として、研修委員会を中心に体系的な研修プログラムを実施している。本年度は「募集力・対応力・社会人スキル強化」を重点テーマに掲げ、月例研修のほか、学期末および夏季研修会を年間計画に基づき遂行した。本年度は、教育の質を均一化するため、前期末研修において非常勤講師も含めた合同研修を新たに実施した。

また、教職員個別の「目標設定シート」を活用し上長面談を通じて、個々の課題に応じた自己啓発や外部研修への参加を促す支援体制を構築している。理容師美容師養成施設教員資格認定研修会には毎年計画的に参加し、教員としての専門性の維持・向上を図っている。学校会計研修、SNS研修等に参加している。

<長所・課題>

事務局の業務が体系的に分かれているという強みがあるが、事務分掌規程で規定されている以外の業務を、阻害する要因となっている。管轄外の業務に対する相互理解を深め、協力していく体制を整える必要がある。また、一部の業務が属人化しており、担当者不在時の対応力に課題を残している。今後は、業務マニュアルの整備等を行い、安定的な業務運用を行っていく。

年度ごとの組織改編や社会情勢の変化に即した適正な人員配置に努めているものの、教職員の退職等に伴う欠員補充等を行っている。今後は、さらに働きやすい環境の整備を推進するとともに、キャリア形成を明確化することでモチベーション維持や向上に繋げていく。

＜長所の伸長・課題の解決に向けた方策＞

教職員の質・向上を目的とし、毎月第3金曜日を「月例教職員研修会」として定例化している。研修委員会が中心となり、年度ごとに重点テーマを設定し、プログラムを構築することで、体系的な研修機会を確保している。これにより、教育課題の共有と改善に向けた検討が組織全体で円滑に行われており、教育の質・向上を図る基盤となっている。受講料の負担については、学園として一部補助する等、支援体制を構築していく。ジョブローテーション等を行うことで、他部署の業務を理解することで協力体制をさらに強固なものとしていく。業務マニュアルを共通化し、担当者が不在でも安定して業務を運用できる体制を整えていく。教員のキャリア形成において、高度な指導力を追求する「専門職（スペシャリスト）」と、学校運営を担う「管理職（マネジメント）」の二つの方向性を明確化できるようにしていく。教員が自身の資質や志向に基づき、将来的なキャリアパスを主体的に選択・構築できる体制を整備し、個々の成長に繋げていく。

＜参照資料＞※現状等の記載内容を確認する資料

- No. 15 職制・校務分掌規程
- No. 46 校務管理規定
- No. 47 業務分掌規程
- No. 48 研修規定
- No. 49 研修年間計画表・研修資料

中項目	点検・評価項目	
3 社会からの理解と情報の公表	6-3-1	当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表し、継続する教育機関、産業界、自治体等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。

＜現状の説明＞

- (1) 自己点検・評価結果をはじめ、公表が求められている教育情報の公表
教育活動および学校運営の透明性を高めるため、積極的な情報公開を推進している。毎年度の「自己評価報告書」は、本校ホームページ内の専用ページにて速やかに公開し、広く社会への情報提供を行っている。
また、文部科学省の「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基

づき、トップページに「情報公開（情報提供）」項目を設置している。本校の概要、教育内容、教職員体制、財務状況、学校評価結果などの詳細な情報を一括して掲載し、学生・保護者・関連業界をはじめとするステークホルダーが容易に閲覧できる環境を整えている。

(2) 教育内容等が社会から理解を得られるような産業界等への積極的な取組

CSR活動を通じて地域貢献を行っている。具体的には、足立区生涯学習センターにてハンドマッサージの提供、にっぽり青空こどもまつりにてヘアアレンジおよびマッサージ等、授業で学んだ技術を地域社会に還元している。高校生対象に模擬授業、職業講話、インターンを行い、生徒の職業意識の向上を図るとともに本校の教育内容を広く周知している。

(3) 教育課程の編成、実施など実践的な職業教育の展開、改善・向上に向け、継続する教育機関（高等学校等）、産業界、自治体等からの意見の積極的な聴取、活用

「国際理容美容専門学校評価規程」に基づき、「学校関係者評価委員会」を組織し、明確な実施体制のもと、年2回学校関係者評価委員会を開催している。本年度は、学生が自主的に学習していくアプローチの方法の課題に対して委員から意見を聴取し、実施方法を検討している。

また、教育課程編成委員会を年4回開催し、カリキュラムに反映させている。本年度は、学校教育法の改正に伴い、令和8年度から単位制へ移行となることから、どのような内容を提供したらよいかという課題に対して委員から意見を聴取し、実施方法を検討している。

<長所・課題>

教育課程編成委員会と学校関係者評価委員会は、それぞれの専門性と客観的な視点を活かし、学校運営と教育の質向上に取り組んでいる。学校関係者評価は年2回実施し、1回目の評価で明らかになった課題への進捗状況を2回目の同委員会で報告し、さらなる意見をいただくことで改善を図っている。評価結果は、透明性確保の観点から本校ホームページで公開し、広く社会に発信している。

<長所の伸長・課題の解決に向けた方策>

学校関係者評価委員会のさらなる活性化を図るため、委員に対し本校の教育活動（授業や実習）の視察機会を設け、より現場の実態に即した多角的な提言を仰ぐ体制を強化する。また、ホームページでの情報公開に留まらず、SNSや地域連携イベント等の場を活用してステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを促進する。得られた意見や要望を次年度の事業計画や教育課程編成に確実に反映させることで、社会のニーズを先取りした、実効性の高い学校運営の高度化を推進していく。

<参照資料>※現状等の記載内容を確認する資料

- N0. 17 国際理容美容専門学校評価規程
- N0. 19 学校関係者評価委員会結果報告書
- No. 25 教育課程編成委員会議事録
- No. 68 C S R 報告書

自己点検・自己評価結果

中項目	点検・評価項目		自己評価	学校関係者
1 教育理念、目的及び目標の設定等	1-1-1	教育理念等を踏まえ、当該専門学校として、目的及び目標を設定し、学科（コースを設置している場合はコースごと）ごとに育成する人材像を明確にしていること。	2	3
2 職業教育のマネジメント体制の整備	1-2-1	職業教育を推進（教育の企画・設計・運用、検証及び改善・向上等）するために必要なマネジメント体制（以下「職業教育のマネジメント体制」という。）を整備し、有効に機能していること。	2	3
1 教育課程の編成と授業科目	2-1-1	学校の目的・目標及び育成人材像を実現するための教育課程編成・実施方針を定め、方針に基づき、必要な授業科目を体系的・段階的に配置した教育課程を編成していること。	2	3
	2-1-2	教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年2回以上開催していること。	2	3
2 教育課程の実施	2-2-1	授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、学校が定めた基準に基づき成績評価を行っていること。	2	3
	2-2-2	企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。 また、教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。	2	3
3 単位・卒業認定	2-3-1	学校の目的・目標及び育成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業を認定していること。	2	3
4 学修成果目標の達成状況	2-4-1	卒業認定方針に明示した学科・コースごとの職業能力（資格・免許等の取得、必要な知識や技術、技能、職務遂行能力の修得など含む。）の学生の修得状況を把握し、評価していること。	2	3
	2-4-2	学生の進路に関する目標を定め、その目標を達成していること。	2	3
1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	3-1-1	入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	2	3
	3-1-2	学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。	2	3
2 多様な学生に対する支援	3-2-1	適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する修学に関する支援を行っていること。	2	2

	3-2-3	学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	2	3
3 学生生活に関する支援	3-3-1	カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	2	3
	3-3-2	学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	2	3
4 学生の自主的な学習等の促進に対する支援	3-4-1	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	2	3
	3-4-2	正規の授業時間以外に行われる、課外活動など学生の自主的な活動を充実させるため、適切に支援していること。	2	3
1 教員の配置、募集、採用	4-1-1	教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員について、採用基準等を整備し、適正に配置していること。	2	3
2 教員の組織編制等	4-2-1	学校の目的に応じた教育を実施するために、適切な業務分担、責任体制のもとで分野の区分ごとに、教員の組織体制を整備していること。	2	3
3 教員の資質の向上	4-3-1	学校の授業の内容及び方法の改善を図るための FD(Faculty Development)など組織的な取組や教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	2	3
	4-3-2	教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。	2	3
	4-3-3	教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。	2	3
1 教育環境の整備 点検、改善等	5-1-1	専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること（補修、更新含む）	2	3
2 安全対策、防災組織	5-2-1	学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	2	3
1 中期事業計画と 財務基盤	6-1-1	当該専修学校が策定している中期事業計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	2	3
	6-1-2	中期事業計画を実行し、当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	2	3
2 学校運営	6-2-1	学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。	2	3
	6-2-2	学校運営に必要な知識・技能等を身に付け、意欲及び資質を向上させるために SD (Staff Development) 活動などの取組が行われていること。	2	3
3 社会からの理解 と情報の公表	6-3-1	当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表し、継続する教育機関、産業界、自治体等をはじめ、社会全体からの理解を得よう取り組んでいること。	2	3

